

4月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 平成31年4月25日（木） 午後2時00分～午後2時57分
- 2 場 所 湖西市役所2階 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 田中ゆかり 河合 禎隆
事 務 局 教 育 次 長(鈴木 徹) 教育総務課長代理(石田千博)
学 校 教 育 課 長(鈴木 聖慈) 幼 児 教 育 課 長(小野田剛士)
社 会 教 育 課 長(吉原 淳) スポーツ・文化課長(岡本 聡)
図 書 館 係 長(原田満由美) 教 育 総 務 係 長(木下靖義)
- 4 報 告 第 7 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革
を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施
行に伴う関係条例の整備等について
第 8 号 湖西市社会教育指導員の任命について
第 9 号 湖西市立学校体育施設使用条例の一部改正について
第 10号 湖西市複合運動施設条例の一部改正について
第 11号 湖西市北部地区運動広場条例の一部改正について
第 12号 湖西市都市公園条例の一部改正について
第 13号 湖西市梶田多目的運動広場条例の一部改正について
第 14号 湖西市勤労者体育センター条例の一部改正について
第 15号 湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部改正について
第 16号 ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命
について
第 17号 湖西市スポーツ推進委員の委嘱について
- 5 議 案 第 10号 湖西市立学校クラブハウスの開放に関する規則の廃止に
ついて

午後2時00分開会

(渡辺教育長) 出席は4名、定足数に達しているので、平成31年4月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局の発言を認める。教育総務課長代理。

(教育総務課長代理) 2月の教育委員会定例会において承認頂いた議案第7号「平成31年度当初予算要求について」、3月22日開催の湖西市議会3月定例会最終日に、一般会計予算のうち教育委員会関係予算、歳入8億3,967万1,000円、歳出35億8,500万9,000円が要求どおり可決されたので、報告する。

以上。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。報告第7号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備等について」、事務局の説明を求める。

(教育次長) 報告第7号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備等について」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例を別紙のとおり整備等したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行により、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を使用料等に反映させる料金改定と合わせ、暴力団員等の使用を認めない規定の追加等を行うため、教育委員会関係の5つの条例の改正を一括して行ったものである。第2条は、湖西市西部地域センター条例の一部改正であり、同センター使用料を改定するものである。第3条は、湖西市立図書館条例の一部改正であり、図書館施設使用料を改定するものである。第5条は、新居関所史料館条例の一部改正であり、同史料館入館料を改定するとともに、暴力団員等の使用を認めない規定を追加するものである。第6条は、新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部改正であり、同資料館入館料を改定するとともに、暴力団員等の使用を認めない規定を追加するものである。第12条は、湖西市構造改善施設条例の一部改正であり、同施設の使用料を改定するものである。

途中、条が飛んでいるのは、教育委員会所管以外の施設でも同様の条例改正があったが、今回は教育委員会所管施設のみを報告しているためである。

なお、平成30年湖西市議会9月定例会で、使用料の見直しの条例改正をしているが、今回は消費税率が10%に引き上げられることに伴うものである。

以上。

(渡辺教育長) 消費税率2%分を使用料等に上乗せしたとのことである。質疑のある方は発言をするように。

(河合委員) 5条以降は、暴力団員等の使用を認めない規定の追加があるが、2条及び3条で規定の追加がないのは、現条例に既に規定があるということか。

(教育次長) この条例改正では、暴力団員等の使用を認めない規定がない条例のみ規定を追加しており、それ以外の条例については、既に規定がある。

(渡辺教育長) 続いて、報告第8号「湖西市社会教育指導員の任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第8号「湖西市社会教育指導員の任命について」、湖西市社会教育指導員設置規則（昭和47年湖西市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定に基づき、下記の者を湖西市社会教育指導員に任命したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市社会教育指導員は、湖西市社会教育指導員設置規則により、社会教育指導員をおくものとし、その指導員については教育一般に関して豊かな見識を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけている者のうちから、教育委員会が任命するものである。

本件は、本年3月31日任期満了に伴い、指導員の任命をしたものであり、任期は平成31年4月1日から平成32年3月31日までで、任命した指導員5名中3名が再任、2名が新任である。

以上。

(渡辺教育長) 今年度、園を退職した方1名と中学校を退職した方1名が指導員になったとのことである。質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 元号が平成から令和に変わるが、任命期間が平成表記となっているのは問題ないか。

(社会教育課長) 国からの通知に従い、4月中は平成で表記している。

(渡辺教育長) 5月以降は平成を令和に読み替えることになる。

(渡辺教育長) 続いて、報告第9号「湖西市立学校体育施設使用条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第9号「湖西市立学校体育施設使用条例の一部改正について」、湖西市立学校体育施設使用条例（昭和51年湖西市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の改正は、湖西市立学校体育施設の使用料について、市の統一的な基準である「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した使用料に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を使用料等に反映させたものである。また、これに併せて、他の公の施設の条例と整合がとれるよう条文を追加するとともに字句の整理を行っている。

なお、施行日は、平成31年10月1日とするものである。

第2条の改正は、暴力団員等の使用を認めない規定を追加し、他の公の施設の条例と同様に定めたものである。別表第1の改正は、「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した使用料に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を使用料等に反映させたものがある。また、湖西地区と新居地区の使用料を統合し、新たに岡崎中学校クラブハウスを屋内施設に追加した。備考は、他の公の体育施設の条例との整合がとれるように中学生以下の半額等を規定したものである。

附則については、附則第1項ただし書第1号は、暴力団員等の使用を認めない規定

及び字句の整理の部分は公布の日より施行することを定めたものである。附則第2項は新たな使用料の規定はこの条例の施行日である平成31年10月1日以後の日の使用に係る使用料について適用し、施行日前においても新たな使用料を徴収できることを定めている。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 中学生以下の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額とするということだが、これは学校施設のみが対象で、他の教育施設は対象とならないのか。

(スポーツ・文化課長) この条例では、学校が持っている体育館等の開放施設のみが対象となっており、それ以外の施設については規定していない。

(渡辺教育長) 他の施設と整合性を図りながら消費税率の引き上げをしている。

(渡辺教育長) 続いて、報告第10号「湖西市複合運動施設条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第10号「湖西市複合運動施設条例の一部改正について」、湖西市複合運動施設条例（平成11年湖西市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の改正は、湖西市複合運動施設（アメニティプラザ）の利用料金について、市の統一的な基準である「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した利用料金に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を利用料金等に反映させたものである。また、これに併せて、他の公の施設の条例と整合がとれるよう条文を追加するとともに字句の整理を行ったものである。

なお、施行日は、平成31年10月1日としている。

第7条の改正は、暴力団員等の使用を認めない規定を追加している。別表第1の改正は、「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した利用料金に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を利用料金等に反映させたものである。また、新たにスタジオを有料施設等として追加した。別表第1備考は、他の公の体育施設の条例との整合がとれるように中学生以下の半額、市外者割増し等を規定したものである。別表第2は、メインアリーナ及びサブアリーナの照明料についての規定を追加している。別表第3及び別表第4は、「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した利用料金に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を利用料金等に反映させたものである。別表第4備考は、字句の整理である。

附則については、附則第1項ただし書は、暴力団員等の使用を認めない規定は公布の日より施行することを定めたものである。附則第2項は、新たな利用料金の規定はこの条例の施行日である平成31年10月1日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、施行日前においても新たな利用料金を指定管理者が定める準備行為を行うことができることとするものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 複合運動施設のスタジオはどういったものなのか。

(スポーツ・文化課長) 場所は2階にあり、過去に簡単な食事等ができる休憩場であった場所をスタジオとして設定した。過去にもスタジオとして利用していたので、新たにスタジオとして設定し、きちんと利用料金を頂こうということである。

(袴田委員) 音楽等も流したりしているのか。

(スポーツ・文化課長) 音楽を流して利用している方もいる。

(教育次長) スタジオという名前だが、ストレッチをしたりダンスをしたりといった利用となり、楽器を持ち込むというのではなく、軽運動室的な設定となっている。

(渡辺教育長) 続いて、報告第11号「湖西市北部地区運動広場条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第11号「湖西市北部地区運動広場条例の一部改正について」、湖西市北部地区運動広場条例（昭和60年湖西市条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の改正は、湖西市北部地区運動広場の利用料金について、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を利用料金等に反映させたものである。また、これに併せて、暴力団員等の使用を認めない規定を追加している。

附則については、附則第1項ただし書第1号は、暴力団員等の使用を認めない規定を、公布の日より施行することを定めるものである。附則第2項は、新たな利用料金の規定はこの条例の施行日である平成31年10月1日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、施行日前においても新たな利用料金を指定管理者が定める準備行為を行うことができることとするものである。

以上。

(渡辺教育長) ソフトボール場の夜間の利用料金が2,570円となっているのは、学校施設と整合性をとっている。他の公園利用料金が無料となっているのは広場に管理者を置いてなく、利用者が手入れをしているからである。質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 改正前は市民以外が使用するときの利用料金が定まっていたが改正後はどうなったのか。

(スポーツ・文化課長) 利用の実態を調査したところ、市民しか利用しておらず、市民以外の利用がないことから、規定を削除した。

(渡辺教育長) 続いて、報告第12号「湖西市都市公園条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第12号「湖西市都市公園条例の一部改正について」、湖西市都市公園条例（昭和56年湖西市条例第15号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の改正は、湖西市都市公園条例の使用料について、市の統一的な基準である「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した使用料に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を使用料金等に反映させたものである。また、これに併せて、他の公の施設の条例と整合が

とれるよう条文を追加するとともに字句の整理を行っている。

なお、施行日は、平成31年10月1日としている。

第2条の改正は、暴力団員等の使用を認めない規定を定めたものである。別表第2の2の改正は、「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した使用料に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を使用料等に反映させたものである。他の公の体育施設の条例との整合がとれるように中学生以下の半額、入場料徴収の場合の割増し等を規定したものであり、併せて、字句の整理を行うものである。

附則については、附則第1項ただし書第1号は、暴力団員等の使用を認めない規定は、公布の日より施行することを定めるものである。附則第2項は、新たな使用料の規定はこの条例の施行日である平成31年10月1日以後の日の使用に係る使用料について適用し、施行日前においても新たな利用料金を指定管理者が定める準備行為を行うことができることとするものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第13号「湖西市梶田多目的運動広場条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第13号「湖西市梶田多目的運動広場条例の一部改正について」、湖西市梶田多目的運動広場条例（平成28年湖西市条例第35号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の改正は、第7条に暴力団員等の使用を認めない規定を追加するものである。

なお、施行日は、公布日とするものである。

以上。

(渡辺教育長) 他の施設と同様に暴力団員等の使用を認めない規定を追加したものである。質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第14号「湖西市勤労者体育センター条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第14号「湖西市勤労者体育センター条例の一部改正について」、湖西市勤労者体育センター条例（昭和58年湖西市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の改正は、湖西市勤労者体育センターの利用料金について、市の統一的な基準である「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した利用料金に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、そ

の分を利用料金等に反映させたものである。

また、これまで軽運動室としていた場所を卓球室と改め、卓球室及び体育室の個人利用について、スポーツ振興の観点から、中学生以下の利用料を半額にするとともに、より市民の皆様が利用しやすくなるように、卓球台1台ごとに専用利用できるようにしたものである。また、これに併せて、他の公の施設の条例と整合がとれるよう条文を追加するとともに字句の整理を行っている。

なお、施行日は、平成31年10月1日としている。

第3条の改正は、軽運動室を卓球室に改め、施設の利用料金を別表第1としたものである。第10条の改正は、照明設備の利用料金となる別表第2を追加したことによる字句の整理である。別表第1は「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した利用料金に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を利用料金等に反映させたものである。別表第1備考は、他の公の体育施設の条例との整合がとれるように中学生以下の半額、市外者割増し等を規定したものである。別表第2は、体育室の照明料について定めたものである。

附則については、附則第1項ただし書第1号は、暴力団員等の使用を認めない規定は、公布の日より施行することを定めるものである。附則第2項は、経過措置に関する規定で、新たな利用料金の規定はこの条例の施行日である平成31年10月1日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、施行日前においても新たな利用料金を指定管理者が定める準備行為を行うことができることとするものである。

以上。

(渡辺教育長) 他の施設とあわせて利用料金を改正した。質疑のある方は発言をするように。

(河合委員) 他の体育施設の使用時間について、午前は12時まで、午後は13時からの規定となっているが、勤労者体育センターは午前は13時まで、午後も13時からの規定となっている。以前、他の体育施設についての説明で利用者の入れ替わり時間でもめないように、午前は12時までとする説明を受けたが問題はないか。

(スポーツ・文化課長) 勤労者体育センターは利用率が非常に高い施設であるため、12時から13時の間に空白時間を作らず1日利用できるように設定した。

(河合委員) 利用者の入れ替わりの点で問題はないか。

(スポーツ・文化課長) 入れ替わり時間も含めた使用時間の設定となっており特段問題ないと考えている。

(渡辺教育長) 続いて、報告第15号「湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第15号「湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部改正について」、湖西市新居スポーツ広場公園条例（平成26年湖西市条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の改正は、湖西市新居スポーツ広場公園の利用料金について、市の統一的な基準である「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した利用料金に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を利用料金等に反映させたものである。

また、卓球室の個人利用について、スポーツ振興の観点から、中学生以下の利用料

を半額にするとともに、より市民の皆様が利用しやすくなるように、卓球台1台ごとに専用利用できるようにしている。卓球台は2台常設してある。

なお、施行日は、平成31年10月1日としている。

別表第1の次に競技場の照明料について定めた別表第3の2を追加している。別表第3の3及び別表第3の4は、「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した利用料金に見直すとともに、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、その分を利用料金等に反映させたものである。備考は、他の公の体育施設の条例との整合がとれるように中学生以下の半額、入場料徴収の場合の割増し、市外者割増し等を規定したものである。

附則については、附則第1項ただし書第1号は、暴力団員等の使用を認めない規定は公布の日より施行することを定めるものである。附則第2項は、経過措置に関する規定で、新たな利用料金の規定はこの条例の施行日である平成31年10月1日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、施行日前においても新たな利用料金を指定管理者が定める準備行為を行うことができることとするものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。新居体育館は、勤労者体育センターと比較して利用料金が高くなっている。これは施設が新しいためである。

(袴田委員) 消費税分の上乗せは含まれているのか。

(スポーツ・文化課長) 改正前は消費税8%で計算している。その料金に2%分を積み増ししても、四捨五入すると料金が変わらないため改正していない。

(渡辺教育長) 続いて、報告第16号「ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第16号「ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命について」、ジュニアスポーツクラブ推進委員会設置要綱（平成6年湖西市教育委員会告示第11号）第4条の規定により、下記の者をジュニアスポーツクラブ推進委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

委嘱した委員は名簿のとおり17人で、任期は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間である。

委員会設置要綱第1条にあるように、「中学生を対象に地域のスポーツ指導者により、学校の枠を外してジュニアスポーツクラブを開設し、地域におけるジュニアスポーツ活動の啓発を図る」ことを目的としてジュニアスポーツクラブ推進委員会を設置するとしており、第3条・第4条・第5条のとおり、委員会は20人以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命することとされており、委員の任期は1年となっている。新任の委員は3人で、他の14人の委員は再任である。委員は、スポーツ関係団体の役員と各種目の指導者と各中学校代表と学校教育課・スポーツ・文化課の職員で構成している。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第17号「湖西市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第17号「湖西市スポーツ推進委員の委嘱について」、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進委員に委嘱したので報告する。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏

以上。

委嘱した委員は1人で、任期は前任者の残任期間となる平成31年4月1日から平成32年3月31日までである。新任の委員は1人で、鷺津地区の在住である。

委員は、鷺津地区2人、白須賀地区3人、岡崎地区5人、新所地区1人、入出地区2人、知波田地区4人、新居地区7人の構成となった。

(渡辺教育長) 規則では委員は25人以内となっているため1人増えても問題ない。新任の委員は1名である。質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 新任の方は入れ替わりで委員となったということか。

(スポーツ・文化課長) 白須賀地区の方が1名、都合により辞めることになったため、入れ替わりで1名委嘱した。

(渡辺教育長) 続いて、議案第10号「湖西市立学校クラブハウスの開放に関する規則の廃止について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 議案第10号「湖西市立学校クラブハウスの開放に関する規則の廃止について」湖西市立学校クラブハウスの開放に関する規則（平成20年湖西市教育委員会規則第5号）を別紙のとおり廃止したいので承認を求める。平成31年4月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この規則は、湖西市における地域活動と社会体育・社会教育活動の振興を図るため、湖西市立学校のクラブハウスを開放することに関し、必要な事項を定めたものである。

開放するのは岡崎中学校のクラブハウスであり、使用料は無料で冷暖房に係る電気料金を1時間あたりで徴収していた。

先ほどの報告第9号の湖西市立学校体育施設使用条例で、岡崎中学校のクラブハウスを他の市立学校の屋内運動場施設と同様に使用料を定めたことから、この規則を廃止しようとするものである。

なお、この規則の廃止は、条例の一部改正された市立学校体育施設の使用料が適用される平成31年8月1日からの施行としている。

以上。

(渡辺教育長) 学校クラブハウスの開放に関する規則については、先ほど報告した条例改正の中に含めたので、削除した。質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 質疑がないようであれば、議案第10号「湖西市立学校クラブハウスの開放に関する規則の廃止について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第10号「湖西市立学校クラブハウスの開放に関する規則の廃止について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。
これにて、平成31年4月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後2時57分終了